



感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）の対応について



インフルエンザおよびノロウイルス感染者が増加傾向にあります。下記の点について注意し、感染症予防を心がけましょう。

<以下の点に注意しましょう>

- 食事前の手洗いを徹底する
- うがいの励行（うがい薬も効果的です）
- 体調管理に気をつける（十分な睡眠をとるようにしてください）
- 体調がわるい場合は無理をしない
- インフルエンザの疑いがある場合、ただちに医療機関を受診する
- 病気で欠席する時は学校へ連絡する
- インフルエンザ様（※）症状を自覚した場合、就職活動、インターンシップ、学生プロジェクト、同好会活動等は重大な支障がない限り自粛する



※インフルエンザ様症状とは「38 度以上の発熱かつ急性呼吸器症状（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳のいずれか一つ以上）を呈した場合」のことをいう。（文部科学省定義より）

<インフルエンザによる公欠届について>

- インフルエンザは学校保健法施行規則による第二種感染症に指定されており、公欠扱いとなります。学校保健法の記載により、「発症した後 5 日間を経過し、かつ解熱したのち 2 日間まで」が、出席停止（公欠）の基準日となります。医師の指示に従い、登校できるようになった後、「学生サービスセンター」に受診した日付が記載された医療機関等発行書類（診断書、診療費の領収書、処方箋・薬袋の写し等）を添えて公欠届を提出してください。
- インフルエンザの疑いがある場合、病院にて受診した場合も公欠とします
医療機関等発行書類（診療費の領収書、処方箋・薬袋の写し等）を添えて公欠届けを学生サービスセンターに提出してください。この受付期間は 11/12～翌年 3/4 とします。
- ノロウイルス等による「感染性胃腸炎」は公欠にはなりません、学校へは報告してください。

インフルエンザを確認したら早急に下記まで連絡して下さい。



学生サービスセンター 03 (3475) 0173 内線 510～517